

# 1. あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者※により流域全体で行う「流域治水」へ転換する※国・都道府県・市町村・企業・住民等

**課題**

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- ・行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要

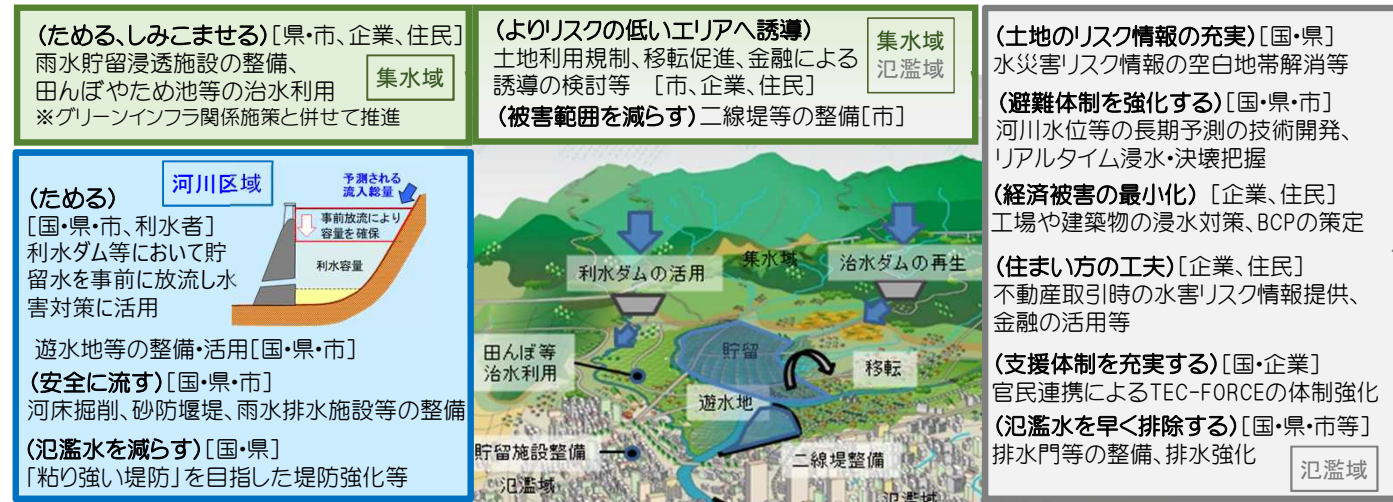
**対応**

- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換
- ・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速【全国の1級水系を対象に、夏頃までに中間とりまとめを行い、令和2年度中にプロジェクトを策定】

## ■「流域治水」への転換

- ・「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を総合的かつ多層的に推進
- 【これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置】

- ①氾濫をできるだけ防ぐ
- ②被害対象を減少させる
- ③被害の軽減・早期復旧・復興



**グリーンインフラの活用**

自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進

雨庭の整備（京都市）

## ■流域治水プロジェクト

- 全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ・戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容※等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを令和2年度中に策定

※現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中

**【イメージ】**

- ★戦後最大（昭和XX年）と同規模の洪水を安全に流す
- 浸水範囲（昭和XX年洪水）
- ★対策費用

<b>■河川対策</b> <b>■流域対策</b> （集水域と氾濫域）	<b>■ソフト対策</b> ・水位計・監視カメラ設置、マイ・タイムライン作成 等
---	---

## ■利水ダムの治水活用

- ・全国の1級水系（ダムがある99水系）毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、新たな運用を開始【令和2年出水期から】
- ・2級水系についても同様の取組を順次展開

## （今後の水害対策の進め方）

**1st 近年、各河川で発生した洪水に対応**

- ・緊急治水対策プロジェクト（甚大な被害が発生した7水系）
- ・流域治水プロジェクト（全国の1級水系において早急に実施すべき事前防災対策を加速化）

速やかに 気候変動を踏まえた河川整備計画等の見直し

**2nd 気候変動の影響を反映した抜本的な治水対策を推進**

- ・治水計画の見直し
- ・将来の降雨量増大に備えた対策

※国・都道府県、市町村を示す  
〔 〕内は想定される対策実施主体を示す

# 「流域治水プロジェクト」に基づく事前防災の加速

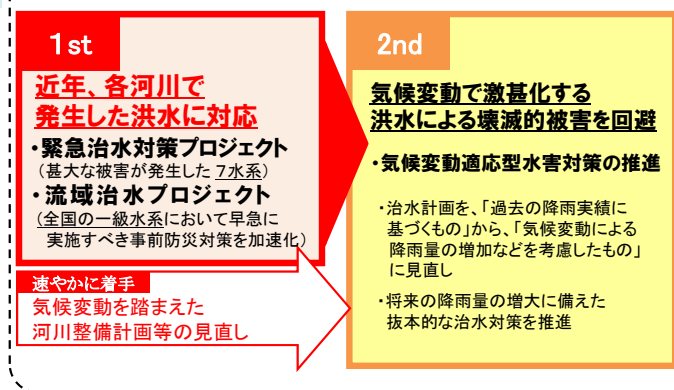
課題

◆ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築することが必要

対応

- ◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「**流域治水**」へ転換
- ◆ 令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「**流域治水プロジェクト**」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速
- ◆ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、「**流域治水プロジェクト**」を令和2年度中に策定

## 今後の水害対策の進め方（イメージ）



### 全国7水系における「緊急治水対策プロジェクト」

◆ 令和元年東日本台風(台風第19号)により、甚大な被害が発生した7水系において、国・都県・市区町村が連携し、今後概ね5～10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手。

水系名	河川名	緊急治水対策プロジェクト (概ね5～10年で行う緊急対策)		
		事業費	期間	主な対策メニュー
阿武隈川	阿武隈川上流	約1,840億円	令和10年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 支川に危機管理型水位計及びカメラの設置 浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等
	阿武隈川下流			
鳴瀬川	吉田川	約271億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 浸水想定地域からの移転・建替え等に対する支援 等
荒川	入間川	約338億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 高台整備、広域避難計画の策定 等
那珂川	那珂川	約665億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
久慈川	久慈川	約350億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
多摩川	多摩川	約191億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堰改築、堤防整備 【ソフト対策】 下水道樋管等のゲート自動化・遠隔操作化 等
信濃川	信濃川	約1,768億円	令和9年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 田んぼダムなどの雨水貯留機能確保 マイ・タイムライン策定推進 等
	千曲川			
合計		約5,424億円		

※令和2年3月31日 HP公表時点

### 全国の各河川で「流域治水プロジェクト」を公表

- ◆ 全国の一級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ◆ 戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容等をベースに、プロジェクトを策定し、ハード・ソフト一体の事前防災を加速

#### 【イメージ】 ○○川流域治水プロジェクト

- ★ 戦後最大(昭和XX年)と同規模の洪水を安全に流す
- ★ 浸水範囲(昭和XX年洪水)

(対策メニューのイメージ)

#### ■河川対策

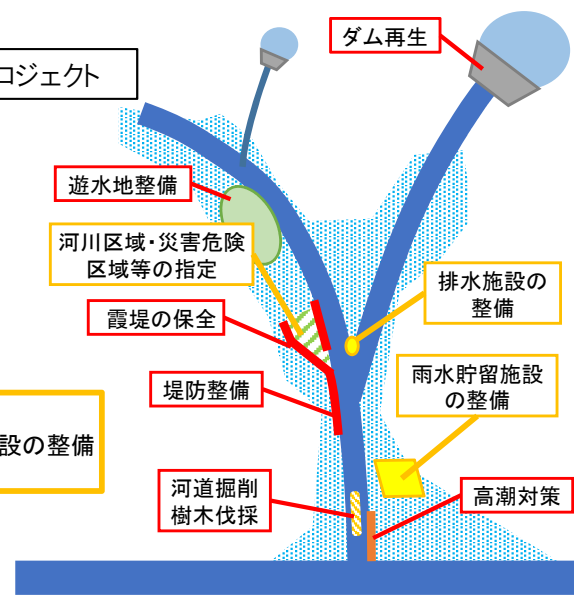
- ・堤防整備、河道掘削
- ・ダム再生、遊水地整備 等

#### ■流域対策(集水域と氾濫域)

- ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
- ・土地利用規制・誘導 等

#### ■ソフト対策

- ・水位計・監視カメラの設置
- ・マイ・タイムラインの作成 等

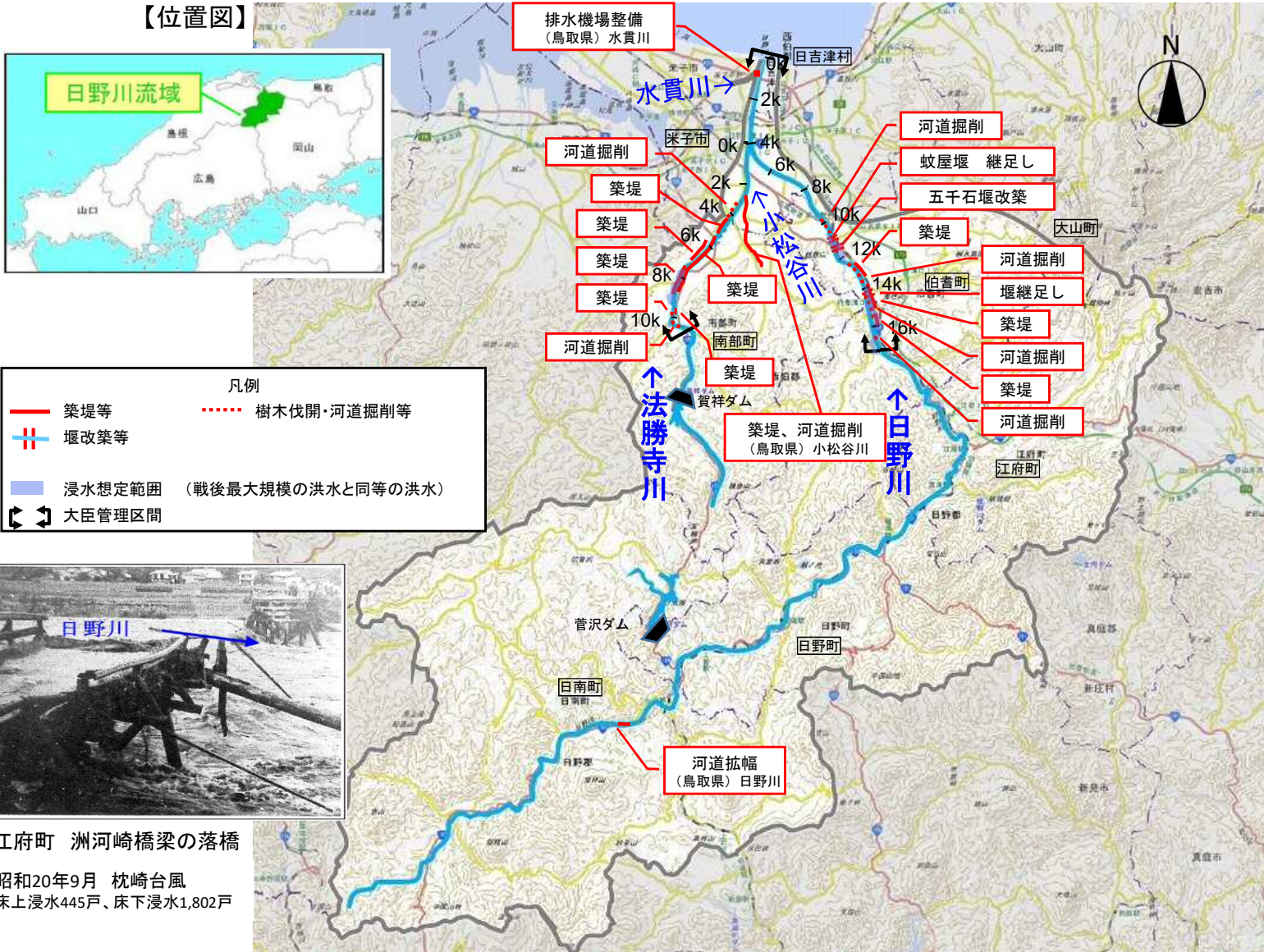


# 日野川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ（案）】

～ひと・ものが行き交い、暮らし豊かな日野川流域を総力で守る流域治水対策～

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、日野川水系においても、事前防災対策を進める必要があり、以下の取り組みを実施していくことで、国直轄区間においては、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和20年9月洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

## 【位置図】



**■河川における対策**  
 対策内容 築堤、河道掘削、堰改築、河道拡幅、排水機場整備 等

**■流域における対策**  
 ・利水ダム等を含む6ダムにおいて事前放流等の実施、体制構築  
 （関係者：国、鳥取県、中国電力（株））  
 ※今後、関係機関と連携し対策検討

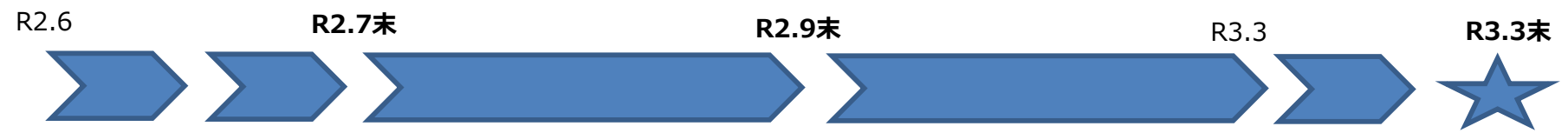
**■ソフト対策**  
 ・水位計・監視カメラの設置  
 ・マイタイムラインの作成  
 ・支え愛マップの取り組み支援等による地域の防災体制づくり  
 ・防災学習、研修等を通じた地域住民への意識啓発  
 ・あんしんトリピーメール等の情報配信ツールを活用した防災情報の提供  
 ・要配慮者が確実に避難できる避難計画作成等の支援  
 ・感染症にも配慮した、あらゆる人が避難しやすい避難所環境整備 等  
 ※今後、関係機関と連携し対策検討



江府町 洲河崎橋梁の落橋  
 昭和20年9月 枕崎台風  
 床上浸水445戸、床下浸水1,802戸

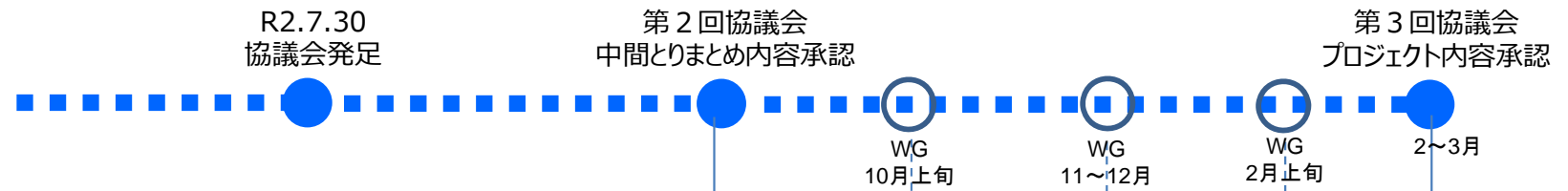
※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

# ◆日野川水系流域治水プロジェクト策定スケジュール

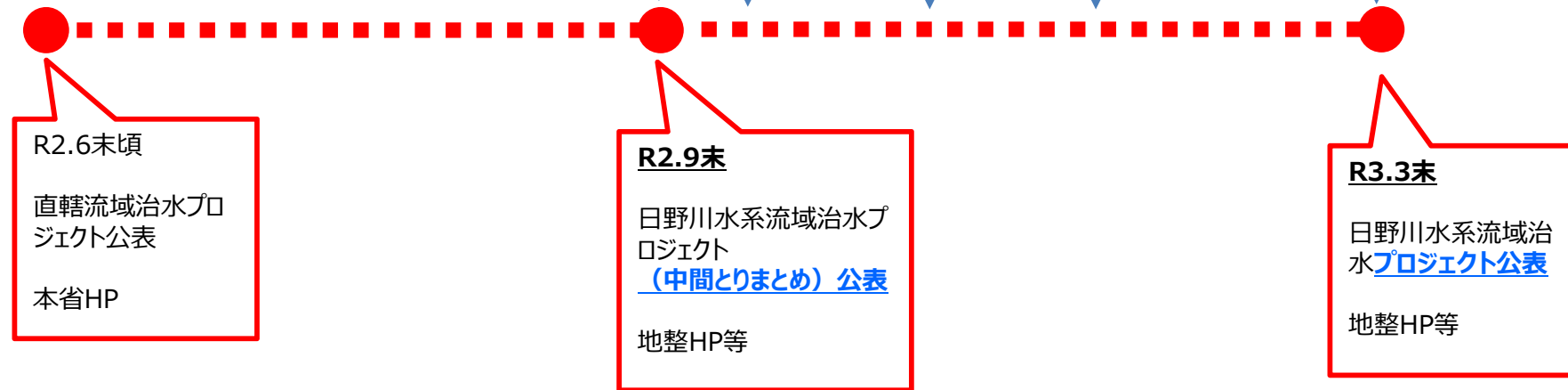


日野川水系  
流域治水協議会

※協議会の開催方法はコロナ禍であることを考慮。



日野川水系  
流域治水プロジェクト



# 流域治水対策等の主な支援事業 (1 / 2)

令和2年7月末時点

## 流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	所管官庁	支援先	詳細 (HP)	問合せ先
流出抑制対策等	雨水貯留浸透施設 ・各戸貯留 ・池沼及びため池 等	交付金	流域貯留浸透事業	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備	国土交通省	地方公共団体 (都道府県、市町村)	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a> _交付対象事業の要件P370参照	中国地方整備局 河川部地域河川課 計画係、津波防災係 082-221-9231 (代表)
	雨水貯留浸透施設 (特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域内において同法第9条に基づく対策工事として設置したもの)	税制特例	特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置 (固定資産税)	特定都市河川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置される雨水貯留浸透施設を設置した場合、対策工事として設置される雨水貯留浸透施設の償却資産部分について固定資産税の課税1/2-5/6に軽減	国土交通省		<a href="https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-3.pdf">https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-3.pdf</a>	水管理・国土保全局 治水課 03-5253-8450
	地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設 等	交付金	新世代下水道支援事業	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a> _交付対象事業の要件P84参照	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 下水道係 082-221-9231 (代表)
	・雨水貯留浸透施設 地方公共団体が助成する ・透水性舗装 ・防水ゲート、止水板 等	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	国土交通省	地方公共団体 (都道府県、市町村等)	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a> _交付対象事業の要件P71参照	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 下水道係 082-221-9231 (代表)
	雨水貯留浸透施設	補助金	防災・省エネまちづくり緊急促進事業	市街地再開発事業等において、防災機能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物の整備 (浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること等)への支援	国土交通省	地方公共団体、民間事業者	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001339249.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001339249.pdf</a>	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 市街地事業係 082-221-9231 (代表)
土地利用・住まい方の工夫	二級堤整備	交付金	総合流域防災事業 (洪水氾濫域減災対策事業)	流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業	国土交通省	地方公共団体 (市町村)	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a> 交付対象事業の要件P413参照	中国地方整備局 河川部地域河川課 計画係、津波防災係 082-221-9231 (代表)
	家屋移転	交付金			国土交通省	地方公共団体	<a href="https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm">https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm</a>	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 街路市街地係 082-221-9231 (代表)
	宅地嵩上げ	交付金	土地区画整理事業	立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額へ算入可能	国土交通省	地方公共団体		中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 街路市街地係 082-221-9231 (代表)
	二級堤、浸水防止施設等	交付金	総合治水対策特定河川事業 (都市水防災対策事業)	人口の集中の著しい大都市の地域に係る一級河川又は二級河川の想定氾濫区域であって、次の全ての要件に該当する地区で実施される一連の氾濫流制御施設を行う事業	国土交通省	地方公共団体 (都道府県、市町村)	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a> 交付対象事業の要件P48参照	中国地方整備局 河川部地域河川課 計画係、津波防災係 082-221-9231 (代表)
	二級堤保全	税制特例	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免	国土交通省		<a href="https://www.mlit.go.jp/page/content/001320178.pdf">https://www.mlit.go.jp/page/content/001320178.pdf</a> P30参照	水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室 03-5253-8460
	災害ハザードエリアからの移転	補助金	都市構造再編集中支援事業	病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の自主的移転を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備等	国土交通省	地方公共団体 (市町村)、民間事業者等	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001341206.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001341206.pdf</a>	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 企画調査係 082-221-9231 (代表)
		補助金	防災集団移転促進事業	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、市町村が行う住宅団地の整備等	国土交通省	地方公共団体 (市町村)	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001338498.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001338498.pdf</a>	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 街路市街地係 082-221-9231 (代表)
		補助金	集約都市 (コンパクトシティ) 形成支援事業	立地適正化計画において防災対策が位置づけられた居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	国土交通省	地方公共団体	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001339554.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001339554.pdf</a>	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 企画調査係 082-221-9231 (代表)
	立地適正化計画の作成	補助金	集約都市 (コンパクトシティ) 形成支援事業	都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき作成される計画	国土交通省	地方公共団体等	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001339554.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001339554.pdf</a>	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 企画調査係 082-221-9231 (代表)
	避難路・避難場所等の整備	交付金	都市防災総合推進事業	避難路や避難場所となる公共施設の整備や防災まちづくり計画の策定等に対する支援	国土交通省	地方公共団体	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001338149.pdf">https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001338149.pdf</a>	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 街路市街地係 082-221-9231 (代表)
避難通路等の整備	交付金	市街地再開発事業等	市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備	国土交通省	地方公共団体等	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a>	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 市街地事業係 082-221-9231 (代表)	

# 流域治水対策等の主な支援事業 (2 / 2)

## 流域治水対策等の主な支援事業

令和2年7月末時点

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	所管官庁	支援先	詳細 (HP)	問合せ先
内水対策	下水道施設(雨水管、雨水ポンプ、雨水貯留施設等)の整備、耐震化、耐水化	交付金	通常の下水道事業	公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a> 交付対象事業の要件P67参照	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 下水道係 082-221-9231(代表)
		交付金	下水道浸水被害軽減総合事業(再掲)	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a> 交付対象事業の要件P71参照	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 下水道係 082-221-9231(代表)
		交付金	都市水害対策共同事業	下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a> 交付対象事業の要件P77参照	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 下水道係 082-221-9231(代表)
		交付金	新世代下水道支援事業(再掲)	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a> 交付対象事業の要件P84参照	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 下水道係 082-221-9231(代表)
		補助金	特定地域都市浸水被害対策事業(下水道防災事業費補助)	「特定地域都市浸水被害対策計画」に基づき、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備の支援を行う事業。	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)、民間事業者等	<a href="https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-1.pdf">https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/usui/usui_h27-1.pdf</a>	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 下水道係 082-221-9231(代表)
		補助金	下水道床上浸水対策事業(下水道防災事業費補助)	大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 下水道係 082-221-9231(代表)
		補助金	事業間連携下水道事業(下水道防災事業費補助)	河川事業と連携して実施する下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 下水道係 082-221-9231(代表)
		補助金	大規模雨水処理施設整備事業(下水道防災事業費補助)	雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 下水道係 082-221-9231(代表)
その他	ハザードマップ作成	交付金	効果促進事業	基幹事業(流域内のハード対策等)と一体となったソフト対策として、ハザードマップの作成・印刷を支援するもの。	国土交通省	地方公共団体(市町村)	<a href="https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf</a> 交付対象事業の要件P462参照	中国地方整備局 河川部地域河川課 計画係、津波防災係 082-221-9231(代表)
	100mm/h安心プラン	-	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	国土交通省	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	<a href="https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/">https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/</a>	中国地方整備局 河川部地域河川課 計画係、津波防災係 建設部都市・住宅整備課 下水道係 082-221-9231(代表)

## 日野川流域治水協議会規約

### (設置)

第1条 「日野川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、日野川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて第1項による委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

### (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 日野川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- (2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項。

### (ワーキンググループ)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる組織の構成員をもって構成する。
- 3 ワーキンググループは、必要に応じて第2項による構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 ワーキンググループは、原則非公開とし、審議の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

- 第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、鳥取県 県土整備部 河川課、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所が務める。

(附則)

- 第10条 本規約は、令和2年7月30日から施行する。



日野川流域治水協議会 委員

- (委員) 米子市長  
日吉津村長  
大山町長  
南部町長  
伯耆町長  
日南町長  
日野町長  
江府町長  
鳥取県 危機管理局長  
鳥取県 県土整備部長  
鳥取県 生活環境部長  
国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所長

## 日野川流域治水協議会 ワーキンググループ

(ワーキンググループ)	鳥 取 県	危機管理局	危機管理政策課
		県土整備部	河川課
			技術企画課
	米 子 市	生活環境部	水環境保全課
		農林水産部	農地・水保全課
		総合政策部	総合政策課
	日 吉 津 村	都市整備部	建設企画課
		総務課	
	大 山 町	建設産業課	
		総務課	
	南 部 町	総務課	
	伯 耆 町	総務課	
		地域整備課	
	日 南 町	総務課	
日 野 町	総務課		
江 府 町	総務課		
国土交通省	中国地方整備局	日野川河川事務所	

※ワーキンググループメンバーの構成は、流域治水プロジェクトを幅広く検討するために、メニューの有無を問わないことを前提としています。